

## 福山市放課後児童クラブ事業の現状

事業実施の経過	<p>1972年（昭和47年） 福山市校庭開放事業として開設</p> <p>1998年（平成10年） 福山市放課後児童クラブ事業として実施開始</p>
趣旨	<p>小学校に就学している児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全な育成を図る</p>
実施主体	市及び市から委託を受けた者
実施クラブ数	75クラブ 100教室（内委託 3クラブ4教室）
対象学年	<p>小学校1年生から3年生までの児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいないもの。ただし、4年生から6年生は特別支援を要する児童</p>
在籍児童数	<p>4,255人（2014年5月1日現在）</p> <p>1年生 1,680人</p> <p>2年生 1,457人</p> <p>3年生 1,073人</p> <p>4年生～6年生 45人（特別支援を要する児童）</p>
年間開設日数	<p>291日</p> <p>※日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、年末年始は休会</p>
開設時間	<p>平日 放課後～18時00分</p> <p>土曜日 8時30分～13時45分</p> <p>長期休業日 8時30分～18時00分</p>
指導員数	178人（非常勤嘱託）
指導員資格	<p>次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員免許状（小・中・高・幼・養護）を有する人又は取得見込みの人</li> <li>・ 保育士資格を有する人又は取得見込みの人</li> <li>・ 児童福祉事業に2年以上従事した経験のある人</li> <li>・ 小学校1年生以上の児童を養育した経験のある人</li> </ul>

# 放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準について

教育委員会事務局 社会教育・スポーツ振興課

# 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

---

## 1. 児童福祉法の改正について

2012年（平成24年）8月、子ども・子育て関連3法の制定により、児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、国で定める基準を踏まえて市町村が条例でこれを定めることとされ、対象児童の明確化（小学校に就学している児童）、指導員の資格要件・員数の規定等が盛り込まれました。

## 2. 現状の放課後児童健全育成事業の運営基準について

2007年（平成19年）10月19日厚生労働省通知「放課後児童クラブガイドライン」を基本として運営しています。

## 3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の制定にあたっては、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い定める必要があります。（児童福祉法第34条の8の2第2項）

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

#### 4. 国の基準について

※ 従：従うべき基準      参：参酌すべき基準


項目	国の示す基準の内容	※
1 従事する者 (支援員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格（第 10 条第 3 項）</li> <li>① 児童の遊びを指導する者であり，都道府県の研修を受講した者。</li> </ul> <p>(保育士・教員・社会福祉士・2 年以上実務経験者など)</p>	従
2 支援員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員数（第 10 条第 2 項，第 5 項）</li> <li>① 1 クラスにつき職員 2 人以上を配置し，うち 1 人以上は有資格者とする。</li> <li>② 小規模クラブ（20 人以下）の職員の員数について 職員の員数については，2 人以上を原則とする。併設施設の職員が兼務可能な場合は 1 人でも可とする。ただし，専任の職員は，有資格者とする。</li> </ul>	従
3 児童の集団の規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の集団の規模（第 10 条第 4 項）</li> <li>① 1 つの集団は，おおむね 40 人以下とする。</li> <li>② おおむね 40 人を超えるクラブについては， 児童を複数の集団（クラス）に分けて対応するように努める。</li> </ul>	参  参

項目	国の示す基準の内容	※
4 施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備（第9条）               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 専用区画を設ける。</li> <li>② 専用室・専用スペースの面積は、児童1人あたりおおむね1.65㎡以上とする。</li> </ul> </li> </ul>	参 参
5 開所日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所日数（第18条第2項）               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 年間250日以上を原則とする。</li> </ul> </li> </ul>	参
6 開所時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所時間（第18条第1項）               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平日3時間以上、休日8時間以上を原則とする。</li> </ul> </li> </ul>	参
7 その他の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の知識及び技能の向上等</li> <li>・利用者を平等に扱う原則</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・虐待等の禁止</li> <li>・運営規程</li> <li>・秘密の保持等</li> <li>・保護者との連絡</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・職員の一般的要件</li> <li>・衛生管理等</li> <li>・事業者が備える名簿</li> <li>・苦情への対応</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul>	参

## 5. 福山市の考え方

- ① 従う基準……………国の基準とします。
- ② 参酌すべき基準……………原則として国の基準としますが、経過措置を検討します。
- ③ 施行期日は、法に従い2015年（平成27年）4月1日とします。

## 放課後児童クラブ新制度における費用負担割合の考え方

現行	新制度施行後														
<table border="1" data-bbox="273 480 770 753"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>国 1/3</td> </tr> <tr> <td>県 1/3</td> </tr> <tr> <td>市 1/3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※中核市は2/3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総事業費の1/2を保護者負担</td> </tr> </table>	保護者負担	国 1/3	県 1/3	市 1/3	※中核市は2/3		総事業費の1/2を保護者負担		<table border="1" data-bbox="882 486 1370 750"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>国 1/3</td> </tr> <tr> <td>県 1/3</td> </tr> <tr> <td>市 1/3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総事業費の1/2を保護者負担</td> </tr> </table> <div data-bbox="1406 486 1881 750" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>            質の改善にかかる費用については税制抜本改革による財源確保を前提（公費）         </p> </div>	保護者負担	国 1/3	県 1/3	市 1/3	総事業費の1/2を保護者負担	
保護者負担		国 1/3													
		県 1/3													
	市 1/3														
※中核市は2/3															
総事業費の1/2を保護者負担															
保護者負担	国 1/3														
	県 1/3														
	市 1/3														
総事業費の1/2を保護者負担															

子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園等（1号認定子ども）について

現 行

私学助成+就園奨励費補助を活用した場合の費用

入園申込み	利用者が各施設に申請 (各施設により選考)
利用者負担額	施設により異なる額 応益負担(施設で同額) 就園奨励費補助
財政措置	私学助成(預かり保育含む。)

子ども・子育て支援新制度施行後

新制度に基づく施設型給付へ移行した場合の費用

入園申込み	利用者が各施設に申請 1号認定の申請(市町村が支給認定証を交付) 施設には応諾義務あり
利用者負担額	法律に基づき実施主体の市町村が定める額 応能負担(市町村民税額等による。)
施設型給付	公定価格(事業費全体)から利用者負担額を除いたものを 施設に対して市町村が給付

確認

確認  
不要

従来のまま  
(従来どおり私学助成+就園奨励費補助を活用)  
※確認を不要とする旨の申出を行う。



1号認定子ども(教育標準時間認定を受けた子ども)の利用者負担イメージ(月額)( 私立幼稚園の場合)

【国の現行】

料金体系なし



【国の新制度】

階層区分	定 義	利用者負担
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む。)	9,100円
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
第4階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

【福山市の現行】

私立幼稚園  
各園独自に設定  
\*市内23園の幼稚園保育料の平均額(月額)  
約18,900円

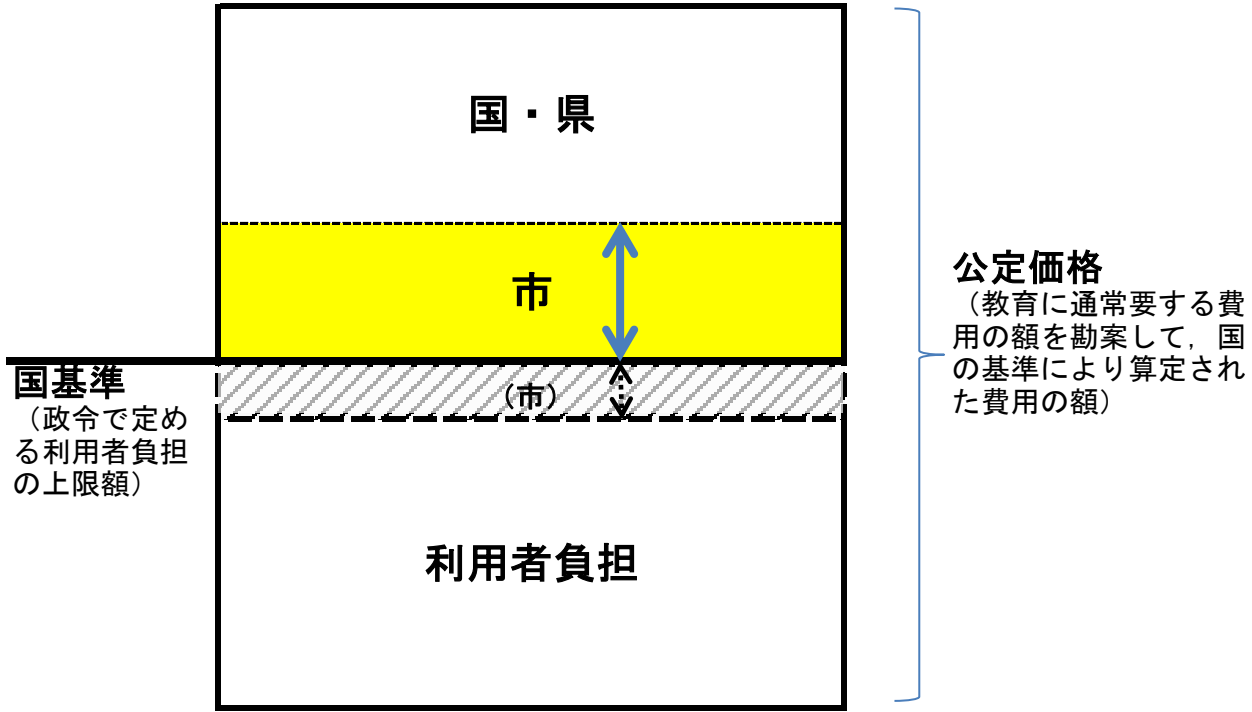


階層区分	定 義	利用者負担
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む。)	2,200円
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	8,300円
第4階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	13,200円
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	19,200円

\*市内の私立幼稚園の保育料から就園奨励費部分を除いた、保護者の実質負担の加重平均

# 新制度での財源構成

## 私立幼稚園



## 就学前教育・保育に係る利用者負担について

### (1) 現行の保育所保育料

#### ア 応能負担

入所世帯の家計に与える影響を考慮して保育費用の一部を徴収するもので、保護者の所得税額又は住民税額により決定している。

#### イ 階層区分

国は、児童の年齢により2分し、保護者の税額により8階層に区分している。本市においては、負担軽減のため、年齢は3区分とし、税額にあつては17階層に区分している。

#### ウ 軽減措置

母子世帯等又は在宅障がい者のいる世帯であつて、所得税非課税世帯について軽減措置がある。また、同時に就学前通所施設に通う児童がいる場合は、多子軽減措置がある。

### (2) 国の新制度における利用者負担

#### ア 応能負担

入所世帯の家計に与える影響を考慮して保育費用の一部を徴収するもので、保護者の住民税額により決定する。

#### イ 階層区分

国は、現行の負担水準を基本に、児童の年齢により2分し、保護者の税額により8階層に区分し、保護者の就労状況等により認定される保育必要量から「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されている。

#### ウ 軽減措置

母子世帯等又は在宅障がい者のいる世帯であつて、住民税の所得割額が48,600円未満の世帯について軽減措置がある。また、同時に就学前通所施設に通う児童がいる場合は、多子軽減措置がある。

### (3) 本市の新制度における利用者負担

ア 国の定める水準を基本に、負担水準が現行と同等となるよう利用者負担額を設定

イ 住民税による決定を行うこととし、階層区分の基準となる税額を設定

ウ 利用者負担額の均衡を図るため、階層区分を一階層追加

エ 国の第8階層への対応として、最大階層を一階層追加

オ 「保育標準時間」と「保育短時間」に区分して利用者負担額を設定

カ 多子軽減等の現行の軽減措置を継続

# 新旧保育料徴収金基準額対照表

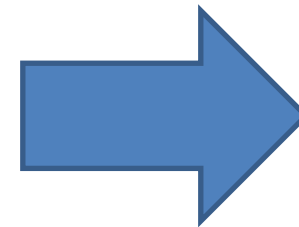
現基準	階層区分	世帯の課税状況		国階層	新基準	階層区分	世帯の課税状況	[標準世帯の収入状況]		
		平成25年分 所得税額	平成25年度分 市町村民税額					平成26年度分 市町村民税額	父・母・子2人 母は非課税収入(84万円)	
	A	生活保護世帯 中国残留邦人支援給付受給世帯		第一		A	生活保護世帯	— (万円)		
	B	0円	0円	第二		B	市町村民税非課税	~	340	
	C1	0円	均等割額のみ	第三		C1	均等割額のみ	341	~	355
	C2	0円	所得割の額が 4,800円未満			C2	所得割の額が 4,800円未満	—	~	—
	C3	0円	所得割の額が 4,800円以上			C3	所得割の額が 48,600円未満	356	~	392
	D1	5,000円未満		第四		C4	48,600円以上 56,800円未満	393	~	415
	D2	5,000円以上 8,800円未満				C5	56,800円以上 65,000円未満	416	~	440
	D3	8,800円以上 22,500円未満				C6	65,000円以上 73,000円未満	441	~	460
	D4	22,500円以上 31,300円未満				C7	73,000円以上 81,000円未満	461	~	478
	D5	31,300円以上 40,000円未満				C8	81,000円以上 89,000円未満	479	~	497
	D6	40,000円以上 47,500円未満				C9	89,000円以上 97,000円未満	498	~	517
	D7	47,500円以上 55,000円未満				C10	97,000円以上 111,400円未満	518	~	552
	D8	55,000円以上 62,500円未満		第五		C11	111,400円以上 125,800円未満	553	~	587
	D9	62,500円以上 70,000円未満				C12	125,800円以上 140,200円未満	588	~	622
	D10	70,000円以上 103,000円未満				C13	140,200円以上 154,600円未満	623	~	657
	D11	103,000円以上 413,000円未満				C14	154,600円以上 169,000円未満	658	~	692
	D12	413,000円以上				C15	169,000円以上 301,000円未満	693	~	978
				第六		C16	301,000円以上 397,000円未満	979	~	1,176
				第七 第八		C17	397,000円以上	1,177	~	

国第八階層対応→

2号認定子ども(保育認定を受けた満3歳以上の子ども)の国の利用者負担イメージ(月額)

【国の現行】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額
階層区分	定義	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 6,000円
第3階層		市町村民税課税世帯 16,500円
第4階層	40,000円未満	27,000円 (保育単価限度)
第5階層	40,000円以上 103,000円未満	41,500円 (保育単価限度)
第6階層	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	103,000円以上 413,000円未満
第7階層		413,000円以上 734,000円未満
第8階層		734,000円以上



【国の新制度】

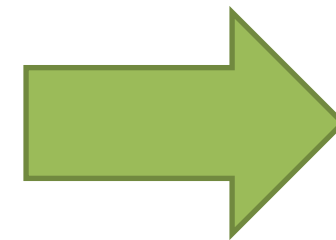
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間	保育短時間
階層区分	定義	3歳以上児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 6,000円	6,000円
第3階層		48,600円未満	16,500円
第4階層		48,600円以上 97,000円未満	27,000円 (保育単価限度)
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	41,500円 (保育単価限度)
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	58,000円 (保育単価限度)
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	77,000円 (保育単価限度)
第8階層		397,000円以上	101,000円 (保育単価限度)

※保育単価限度・・・各施設の保育単価が上記の限度額を下回る場合は、保育単価を限度額とする。

2号認定子ども(保育認定を受けた満3歳以上の子ども)の福山市の利用者負担イメージ(月額)

【福山市の現行】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3歳児の場合	4歳以上児の場合
階層区分	前年分 所得税額	前年度分 市町村民税額	
A	生活保護世帯 中国残留邦人支援給付受給世帯		円 0
B	0円	0円	4,000
C1	0円	均等割額のみ	9,400
C2	0円	所得割の額が 4,800円未満	11,100
C3	0円	所得割の額が 4,800円以上	12,700
D1	5,000円未満		14,400
D2	5,000円以上 8,800円未満		17,200
D3	8,800円以上 22,500円未満		20,600
D4	22,500円以上 31,300円未満		25,000
D5	31,300円以上 40,000円未満		27,000
D6	40,000円以上 47,500円未満		31,500
D7	47,500円以上 55,000円未満		31,500
D8	55,000円以上 62,500円未満		32,500
D9	62,500円以上 70,000円未満		32,500
D10	70,000円以上 103,000円未満		33,500
D11	103,000円以上 413,000円未満		34,000
D12	413,000円以上		36,000



【福山市の新制度】

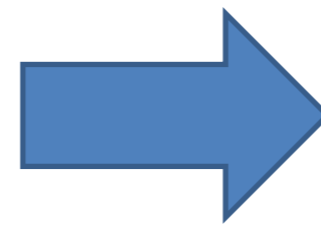
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
階層区分	定 義	3歳児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	4歳以上児の場合
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	4,000	4,000	4,000	4,000
C1	A階層を除き、前年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ	9,400	9,200	9,400
C2		所得割の額が 4,800円未満	11,100	10,900	11,100
C3		4,800円以上 48,600円未満	12,700	12,500	12,700
C4		48,600円以上 56,800円未満	14,400	14,000	14,400
C5		56,800円以上 65,000円未満	16,500	16,100	16,500
C6		65,000円以上 73,000円未満	18,600	18,200	18,600
C7		73,000円以上 81,000円未満	20,600	20,200	20,600
C8		81,000円以上 89,000円未満	25,000	24,600	24,300
C9		89,000円以上 97,000円未満	27,000	26,600	26,500
C10		97,000円以上 111,400円未満	31,500	30,900	30,600
C11		111,400円以上 125,800円未満	31,500	30,900	30,600
C12		125,800円以上 140,200円未満	32,500	31,900	31,400
C13		140,200円以上 154,600円未満	32,500	31,900	31,400
C14		154,600円以上 169,000円未満	33,500	32,900	31,800
C15		169,000円以上 301,000円未満	34,000	33,100	32,200
C16		301,000円以上 397,000円未満	36,000	34,800	33,500
C17		397,000円以上	40,000	38,400	34,700



## 3号認定子ども(保育認定を受けた満3歳未満の子ども)の国の利用者負担イメージ(月額)

### 【国の現行】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(徴収金)基準額	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 9,000円	
第3階層		市町村民税課税世帯 19,500円	
第4階層	40,000円未満	30,000円	
第5階層	40,000円以上 103,000円未満	44,500円	
第6階層	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	103,000円以上 413,000円未満	61,000円
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	80,000円 (保育単価限度)
第8階層		734,000円以上	104,000円 (保育単価限度)



### 【国の新制度】

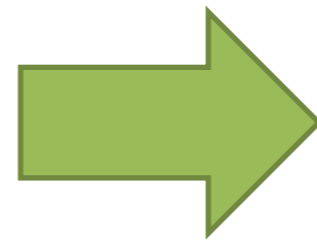
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間	保育短時間
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳未満児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 9,000円	9,000円
第3階層		48,600円未満	19,500円
第4階層	48,600円以上 97,000円未満	30,000円	29,600円
第5階層	97,000円以上 169,000円未満	44,500円	43,900円
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	61,000円	60,100円
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	78,800円 (保育単価限度)
第8階層	397,000円以上	104,000円 (保育単価限度)	102,400円 (保育単価限度)

※保育単価限度・・・各施設の保育単価が上記の限度額を下回る場合は、保育単価を限度額とする。

**3号認定子ども(保育認定を受けた満3歳未満の子ども)の福山市の利用者負担イメージ(月額)**

**【福山市の現行】**

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料(徴収金)基準額
階層区分	前年分 所得税額	前年度分 市町村民税額	3歳未満児 の場合
A	生活保護世帯 中国残留邦人支援給付受給世帯		円 0
B	0円	0円	4,800
C1	0円	均等割額 のみ	12,200
C2	0円	所得割の額が 4,800円未満	13,900
C3	0円	所得割の額が 4,800円以上	15,600
D1	5,000円未満		17,600
D2	5,000円以上 8,800円未満		20,400
D3	8,800円以上 22,500円未満		24,000
D4	22,500円以上 31,300円未満		26,500
D5	31,300円以上 40,000円未満		30,000
D6	40,000円以上 47,500円未満		32,500
D7	47,500円以上 55,000円未満		34,000
D8	55,000円以上 62,500円未満		37,500
D9	62,500円以上 70,000円未満		39,000
D10	70,000円以上 103,000円未満		44,500
D11	103,000円以上 413,000円未満		57,000
D12	413,000円以上		61,200



**【福山市の新制度】**

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間	保育短時間
階層区分	定 義	3歳未満児 の場合	3歳未満児 の場合
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	円 0	円 0
B	A階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	4,800	4,800
C1	A階層を除き、前年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ 12,200	12,000
C2		所得割の額が 4,800円未満 13,900	13,700
C3		4,800円以上 48,600円未満 15,600	15,400
C4		48,600円以上 56,800円未満 17,600	17,200
C5		56,800円以上 65,000円未満 19,700	19,300
C6		65,000円以上 73,000円未満 21,800	21,400
C7		73,000円以上 81,000円未満 24,000	23,600
C8		81,000円以上 89,000円未満 26,500	26,100
C9		89,000円以上 97,000円未満 30,000	29,600
C10		97,000円以上 111,400円未満 32,500	31,900
C11		111,400円以上 125,800円未満 34,000	33,400
C12		125,800円以上 140,200円未満 37,500	36,900
C13		140,200円以上 154,600円未満 39,000	38,400
C14		154,600円以上 169,000円未満 44,500	43,900
C15		169,000円以上 301,000円未満 57,000	56,100
C16		301,000円以上 397,000円未満 61,200	60,000
C17		397,000円以上	80,000